

議 第 166 号

令和 4 年 9 月 5 日提出

熊本市景観審議会条例の一部改正について

熊本市景観審議会条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市景観審議会条例の一部を改正する条例

熊本市景観審議会条例（平成15年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（専門部会）

第7条 特別の事項を調査審議させる必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に、当該特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

3 特別委員は、学識経験を有する者、市議会議員、関係行政機関の職員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

5 専門部会は、会長が指名する委員及び特別委員（以下「部会員」という。）をもって組織する。

6 専門部会に部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。

7 第4条（第1項を除く。）及び第5条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「専門部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

熊本市景観審議会に特別の事項を調査審議させるための部会を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市景観審議会条例（平成15年条例第29号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第1条～第3条 【略】 （会長） 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。 2 会長は、審議会の会務を総括し、審議会を代表する。 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 （会議） 第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 委員は、自己の利害に関する議事の議決に参加することはできない。 （専門委員） 第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。 <u>（専門部会）</u> <u>第7条 特別の事項を調査審議させる必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。</u> <u>2 専門部会に、当該特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くこと</u>	第1条～第3条 【略】 （会長） 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。 2 会長は、審議会の会務を総括し、審議会を代表する。 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 （会議） 第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 委員は、自己の利害に関する議事の議決に参加することはできない。 （専門委員） 第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。 【新設】

ができる。

3 特別委員は、学識経験を有する者、市議会議員、関係行政機関の職員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

5 専門部会は、会長が指名する委員及び特別委員（以下「部会員」という。）をもって組織する。

6 専門部会に部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。

7 第4条（第1項を除く。）及び第5条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「専門部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。